



セカンドオピニオン

大東建託株式会社

2023年1月27日

グリーンファイナンス・フレームワーク

ESG 評価本部

担当アナリスト：篠原 めい

格付投資情報センター (R&I) は、大東建託が 2023 年 1 月に策定したグリーンファイナンス・フレームワーク (以下、本フレームワーク) が、国際資本市場協会 (ICMA) の「グリーンボンド原則」(2021)、「グリーンローン原則」(2021)、並びに環境省の「グリーンボンドガイドライン」(2022)、「グリーンローンガイドライン」(2022) に適合していることを確認した。オピニオンは下記の見解に基づいている。

■オピニオン概要

(1)調達資金の使途

調達資金の使途は管理物件に新規で太陽光パネルを設置するための初期費用 (パネルやパワーコンディショナーなどの設備機器購入費、設置工事費を含む) である。オーナーの収益向上と RE100 の達成を目的に実施する全国 1 万棟の管理物件を対象とした余剰売電スキームの一環である。再生可能エネルギープロジェクトとして CO₂ 削減効果が見込め、代替となる物件を一定量確保している。物件ごとの現地確認や事前シミュレーションで反射光の範囲を特定し、近隣住民の生活環境に影響を与えないことを確認するなど社会面の影響にも配慮しており、明確な環境改善効果が見込めると判断した。グリーン適格カテゴリーでは「再生可能エネルギー」に該当する。再エネ電力の自家消費率向上に資するものであり、エネルギーの分散化により地域の災害レジリエンスの向上に寄与するとの意義を併せ持つ。再エネの主力電源化やエネルギーの自律分散化といった日本のエネルギー政策の方向性と合致している。

SDGs の観点では、特に 7.2「2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。」、13.1「全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性 (レジリエンス) 及び適応の能力を強化する」に貢献するものと考えられる。

(2)プロジェクトの評価と選定のプロセス

大東建託グループは「気候危機 (地球温暖化)」を特に重要な環境課題と考え、新・環境経営戦略の中で RE100 の達成を目標の一つに掲げている。大東建託グループは本フレームワークに基づいて実施するグリーンファイナンスを脱炭素社会の実現に向けた資金調達と位置付けており、本フレームワークで投資家に開示している。大東建託パートナーズ管理工事が適格プロジェクトを評価・選定し、取締役会が最終決定する。環境・社会的リスクの低減措置を定め、環境経営プロジェクト委員会が適格プロジェクトにおける実施状況を確認する。以上より、プロジェクトの評価・選定のプロセスは妥当と判断した。

(3)調達資金の管理

経理部が資金充当・管理にあたり、四半期毎に内部会計システムを用いて追跡管理する。発行から 2 年程度の間資金充当を完了する予定であり、内部監査および四半期単位の会計士による会計監査を通じて適切に残高管理されていることを確認する。以上より、調達資金の管理は妥当と判断した。

(4)レポートニング

「透明性向上のための重要な推奨事項」を踏まえ、本フレームワークを大東建託のウェブサイトで開示する。資金充当状況及びインパクトについて、年 1 回、大東建託のウェブサイトですべての事業単位で開示する。事業総額とグリーンファイナンスによる充当割合を開示する。グリーンファイナンスの残高がある限り年次でインパクト・レポートニングを実施し、屋根借り太陽光発電事業全体を通じた年間再生可能エネルギー発電量 (MW/GWh)、新規に追加された再生可能エネルギー発電容量 (MW)、年間温室効果ガス排出削減量 (tCO_{2e}/年) を測定方法や前提条件とともに開示する。以上より、レポートニングは妥当と判断した。

¹ ローン・マーケット・アソシエーション (LMA)、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション (APLMA) 並びにローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション (LSTA) が策定。

資金調達者の概要

賃貸住宅の建築請負トップ。年間着工数は4万戸程度とアパート、マンション等の賃貸住宅の中では圧倒的な首位。竣工後の賃貸住宅経営を一括して受託する借上システムを武器に受注力が強い。地方や郊外物件に強く、取引実績のある施主で組織されるオーナー会のメンバー数は8万人を超える。土地オーナーのニーズを掘り起こす提案力や企画力に加え、全国的な協会社ネットワークによる施工体制に優れる。120万戸を超える物件で一括借上を手掛けており、管理物件数でも業界首位。2019年1月に加盟したRE100²では、2040年までのRE100達成と賃貸住宅での太陽光発電拡大による再エネ普及促進への貢献を誓約している。2020年3月に日本の建設業・不動産業で初めてSBT1.5°C³の認定を取得したほか、CDP⁴気候変動の最終スコアでは2年連続でリーダーシップレベル（2021年：A-、2022年：A-）の評価を受けている。

² RE100 は Renewable Energy100%の略で、事業を100%再生可能エネルギー電力で賄うことを目標とする企業連合。パリ協定達成を目的にエネルギーや気候変動適応などを推進するNGOのThe Climate Groupが運営する国際的なイニシアチブ。

³ SBTはScience Based Targetsの略で、認定主体であるSBTi[※]によって科学的に根拠があると認められたGHG排出削減目標。5~15年先を目標年として企業が設定するGHG排出削減目標が、産業革命前からの世界の気温上昇を1.5°C以下に抑える水準と整合的であることを認定する制度。大東建託グループは環境中期目標で設定するGHG排出削減目標「2030年までに2017年度比で55%削減」（スコープ1・2）について認定を取得した。

※SBTiは気候変動対策に関する情報開示を推進する機関投資家の連合体であるCDP、国際環境NGOの世界資源研究所（WRI）と世界自然保護基金（WWF）、国連グローバル・コンパクト（UNGC）の4団体が2014年9月に設立した国際的なイニシアチブ。

⁴ CDPは世界最大規模の情報開示プラットフォーム。2022年は運用資産130兆米ドルとなる680社以上の機関投資家と、調達総額が6.4兆米ドルとなる約280社の企業がCDPのプラットフォームを通じた環境情報の開示を求めており、2022年の調査では過去最高となる約18,700社が結果を公表している。

1. 調達資金の使途

(1) 対象プロジェクト

- 調達資金の全額が以下の適格プロジェクトに充当される。発行登録追補書類または金銭消費貸借契約等に調達資金の使途が明記される。

適格プロジェクト：余剰売電のための太陽光発電設備の新規設置 事業区分：再生可能エネルギー

- 適格プロジェクトは管理物件に新規で太陽光パネルを設置するための初期費用（パネルやパワーコンディショナーなどの設備機器購入費、設置工事費を含む）である。調達資金の全額が適格プロジェクトのためのファイナンスまたはリファイナンスに充当される。リファイナンスについては、資金調達から遡って2年以内に開始または環境性能を確認したプロジェクトに限定する。
- 大東建託は2021年度から全国1万棟の管理物件を対象とした余剰売電スキームを推進している。大東建託は全量買い取り制度が開始された2012年から管理物件の屋根借り太陽光発電事業を積極的に展開してきた。2020年度末迄の累計で1.5万棟に設置済みであり、2022年度末までに追加で1万棟を設置する計画である。計画は順調に進捗しており、2021年度末に累計で1.8万棟、2022年12月末には累計2.3万棟に達している。対象となる1万棟は既にオーナーの承諾を得ており、概ね2022年度までに全棟の事業計画認定を申請する予定である。
- 余剰売電スキームの狙いはオーナーの収益向上とRE100の達成にある。自社電源の拡充に加えて、FIT期間後の自社電源を自家消費に最大限活用し、RE100の達成状態を維持したいとの考えだ。なお共用部の使用電力について、RE100は再エネ化の対象外とすることを認めているが、当該スキームは共用部についても自社の維持管理対象であることを踏まえ、共用部の使用電力を含めて再エネ化を目指す意欲的な内容になっている。
- 物件のオーナーから期間20年の契約で屋根を借り、対価として賃料を支払う。大東建託がパネル設置に係る初期費用やメンテナンス費用等を負担する。オーナーは費用負担なしで賃料収入を得るほか、災害時や停電時の非常用電源としても利用できる。FITの固定価格が適用される当初10年間は、太陽光発電を管理物件の共用部で優先的に自家消費し、余剰分を電力会社へ売電する。FIT満了後は共用部に加え支店事務所、空室、建築工事等でも自家消費し、余剰分を新電力会社へ売電するスキームを想定している。FIT満了後の残り10年間は新電力会社による保証価格またはそれを上回る売電価格が適用される。

■ 余剰売電スキーム



[出所：大東建託]

■FIT 満了後の活用イメージ



[出所：大東建託]

(2) 環境改善効果

- 適格プロジェクトは再生可能エネルギープロジェクトとして CO₂ 削減効果が見込める。期待される CO₂ 削減効果を維持するため、発電量に重大な影響のある事象（例：自然災害等による太陽光パネルの破損など）が発生した場合は代替となる物件を選定のうえ資金充当先を入れ替える。代替となる物件の候補を一定量確保しており、明確な環境改善効果が見込めると判断した。グリーン適格カテゴリーでは「再生可能エネルギー」に該当する。
- 気候変動問題は人類共通の喫緊の課題である。気候変動に関する政府間パネル（IPCC⁵）が 2021 年 8 月に公表した第 6 次評価報告書（第 1 作業部会報告書）では、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加などは、地球温暖化の進行に直接関係していることは疑う余地がないとされ、気候変動問題を世界各国が取り組まなければならない課題としている。また、国際エネルギー機関（IEA）が 2021 年 5 月に公表した「2050 年ネットゼロに向けたロードマップ」は、ネットゼロ排出シナリオが前提とする世界的なエネルギーシステム転換の方向性として、再生可能エネルギーの主力電源化を示唆している。
- 日本においても 2021 年 10 月に閣議決定された第 6 次エネルギー基本計画の中で、脱炭素社会の実現に向け、「S+3E⁶を大前提に再エネの主力電源化を徹底し、再エネに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す。」としており、太陽光については電力の自家消費や地産地消を可能とする分散型エネルギーリソースとして地域の災害レジリエンス向上の観点からも活用が期待されるとする。
- 適格プロジェクトは再エネ電力の自家消費率向上に資するものであり、エネルギーの分散化により地域の災害レジリエンスの向上にも寄与する。適格プロジェクトは再エネの主力電源化やエネルギーの自律分散化といった文脈においても意義のある取り組みである。

(3) 環境面・社会面におけるネガティブな影響への配慮

- 太陽光パネルの設置に際して、物件ごとに現地確認を実施している。事前シミュレーションで反射光の範囲を特定し、近隣住民の生活環境に影響を与えないことを確認している。安全性の観点から太陽光パネルの荷重に耐えられる物件に絞って選定している。雨漏りを回避するため屋根に穴をあけずに太陽光



⁵ IPCC は Intergovernmental Panel on Climate Change の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。気候変動を 1.5℃未満に抑え、パリ協定で合意した世界的な共通目標を達成するには、2050 年までに世界の CO₂ 排出量をネットゼロにしなければならないとした「1.5℃特別報告書」（2018 年 12 月発表）はその後における各国の産業・エネルギー政策や企業行動に大きな影響を与えた。

⁶ S+3E は日本のエネルギー政策の基本方針であり、安全性（Safety）の確保を大前提に、気候変動対策（Environment）を進める中でも安定供給の確保（Energy Security）やエネルギーコストの低減（Economic Efficiency）を図るとの考え方。

パネルを設置できる専用の金具を独自に開発し導入している。

- 太陽光パネルの設置工事では十分な件数の実績を有しており、1万棟の設置計画においても全国的な協力会社ネットワークを生かして無理のない施工体制を確保している。

調達資金の用途は管理物件に新規で太陽光パネルを設置するための初期費用（パネルやパワーコンディショナーなどの設備機器購入費、設置工事費を含む）である。オーナーの収益向上とRE100の達成を目的に実施する全国1万棟の管理物件を対象とした余剰売電スキームの一環である。再生可能エネルギープロジェクトとしてCO₂削減効果が見込め、代替となる物件を一定量確保している。物件ごとの現地確認や事前シミュレーションで反射光の範囲を特定し、近隣住民の生活環境に影響を与えないことを確認するなど社会面の影響にも配慮しており、明確な環境改善効果が見込めると判断した。グリーン適格カテゴリーでは「再生可能エネルギー」に該当する。再エネ電力の自家消費率向上に資するものであり、エネルギーの分散化により地域の災害レジリエンスの向上に寄与するとの意義を併せ持つ。再エネの主力電源化やエネルギーの自律分散化といった日本のエネルギー政策の方向性と合致している。なお、プロジェクトは以下のSDGsに対応するものと考えられる。

SDGs	ターゲット
 7 エネルギーをみんなに もってクリーンに	 13 気候変動に 具体的な対策を
7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

(1) 包括的な目標、戦略等への組み込み

- 大東建託グループは「我が社は、限りある大地の最有効利用を広範囲に創造し、実践して社会に貢献する。」を経営理念とする。
- 「生きることは、託すこと。」をブランドメッセージに掲げ、CSR活動方針として「私たちの約束」を定めている。経営理念と私たちの約束を基盤に、脱炭素社会の実現に向けてグループ全体で取り組む「環境基本方針」と「環境行動指針」を定め、環境経営に取り組んでいる。
- 大東建託グループは、温室効果ガスの急増や平均気温の上昇、相次ぐ異常気象などをもたらす地球温暖化の進行、気候変動に対する国際社会の動きが加速している状況、気候変動に対する企業・投資家の動きの活発化を背景に、「気候危機（地球温暖化）」を特に重要な環境課題と捉えている。
- 2020年10月、気候危機（地球温暖化）への対応として、2050年までを視野に入れた新・環境経営戦略を策定。環境ビジョンとその戦略・施策を6つの事業領域ごとに展開し、これらの取り組みを通じて目標の達成を目指すとした。

【経営理念】

我が社は、限りある大地の最有効利用を広範囲に創造し、実践して社会に貢献する。

【私たちの約束（CSR 活動方針）】

オーナー様へ	“建てて託される、託されて建てる”世代を超える価値を常に追求します。
入居者様へ	お部屋探しから快適な暮らしのサポートまで、最上の満足を提供します。
株主様へ	経営計画の確実な実現で、継続的な株主還元を約束します。
取引先様へ	地域、人とのつながりを大切に、共存共栄できるパートナーシップを築きます。
地域社会へ	社会変化を先取りし、地域経済や地域社会の活性化に貢献します。
従業員として	やりがいを感じてチャレンジできる、活力がみなぎる職場環境をつくります。

【環境基本方針】

私たちは全ての事業活動において、省資源、再利用、再資源（3R）に努め、地球環境の保全に積極的に取り組みます。また、土地活用の先進企業として、地域社会や自然との調和を重視し、良好な住環境を提案し続けます。

【環境行動指針】

1. 法規制：環境に関連する法規を順守し、事業活動を行っていきます。
2. 教育：啓発活動を継続して、全従業員が環境にやさしい活動に率先して取り組んでいきます。
3. 省資源：建物の長寿命化や省資源化に取り組み、環境負荷の低減に努めます。
4. 再利用：資材の再利用化に取り組み、環境負荷の低減に努めます。
5. 再資源：資源のリサイクル化を推進し、環境負荷の低減に努めます。
6. 創造：人にやさしい住環境を提案し、より環境負荷の低減につながるサービスを提供します。

【新・環境経営戦略】**① ビジョン**

「DAITO 環境ビジョン2050」

環境トップランナーとして、事業活動を通して持続可能な社会の実現に貢献する

② 戦略



③ 施策

省施工・工期短縮	温室効果ガス排出量の削減	建廃木材のリサイクル（再エネ化）推進	省エネ化推進	木材の循環利用促進	木造の賃貸集合住宅の販売促進
温室効果ガス排出量の見える化	ZEHの販売推進	現場での建廃排出量の少ない工法開発	再生可能エネルギー推進	地域の森林保全・生物多様性への配慮	社員への環境教育の実施
施工現場の脱炭素化	省エネ資材の開発・導入	廃プラスチック排出量の削減	車両の温室効果ガス排出量削減推進	国産木材の活用推進	
				サプライチェーンの透明化	

④ 目標

気候科学に基づく温室効果ガス削減（SBT）

2030年に向けた「1.5°C水準」の削減目標を新たに設定（2017年度比）
 温室効果ガス排出量の把握と削減に向けた取り組みを継続し、脱炭素社会の実現を目指す

事業活動に必要なエネルギーを100%再生可能エネルギーに（RE100）

2040年までに事業活動で消費する電力を100%再生可能エネルギーにすることを旨とする

省エネ取り組みを通して「エネルギー効率の向上」の推進（EP100）

2030年までにエネルギー効率2倍を目指す（2017年度比）

[出所：大東建託 ウェブサイト]

(2) プロジェクトの評価・選定の判断規準

- 大東建託グループは「気候危機（地球温暖化）」を特に重要な環境課題と捉え、新・環境経営戦略の中でRE100の達成を目標の一つに掲げている。本フレームワークに基づいて実施するグリーンファイナンスをその達成を目的とした資金調達として位置付けており、本フレームワークで投資家に開示している。
- 環境・社会的リスクの低減措置を下記の通り定め、環境経営プロジェクト委員会が適格プロジェクトにおける実施状況を確認する。

【環境・社会リスクの低減措置】

- ✓ 国もしくは事業実施の所在地の地方自治体にて求められる環境関連法令等の遵守と、必要に応じた環境への影響調査の実施
- ✓ 事業実施に当たり地域住民への十分な説明の実施
- ✓ 環境省の「サプライチェーン排出量算定の考え方」に基づいたサプライチェーンの範囲を特定し、環境に配慮したサプライチェーンマネジメントの方針に則った資材調達、環境負荷物資への対応、廃棄物管理、人権への配慮の実施

(3)プロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセス

- 大東建託パートナーズ管理工事が適格プロジェクトを評価・選定し、取締役会が最終決定する。

大東建託グループは「気候危機（地球温暖化）」を特に重要な環境課題と捉え、新・環境経営戦略の中でRE100の達成を目標の一つに掲げている。大東建託グループは本フレームワークに基づいて実施するグリーンファイナンスを脱炭素社会の実現に向けた資金調達と位置付けており、本フレームワークで投資家に開示している。大東建託パートナーズ管理工事が適格プロジェクトを評価・選定し、取締役会が最終決定する。環境・社会的リスクの低減措置を定め、環境経営プロジェクト委員会が適格プロジェクトにおける実施状況を確認する。以上より、資金調達者におけるプロジェクトの評価・選定のプロセスは妥当と判断した。

3. 調達資金の管理

- 調達資金の全額が適格事業に充当されるまでの間、経理部が充当及び管理を実施する。経理部は四半期毎に内部会計システムを用いて追跡管理する。未充当資金は現金または現金同等物で管理し、発行から2年程度の間資金充当を完了する予定である。
- 充当状況および未充当資金については、内部監査および四半期単位の会計士による会計監査を通じて適切に残高管理されていることを確認する。

経理部が資金充当・管理にあたり、四半期毎に内部会計システムを用いて追跡管理する。発行から2年程度の間資金充当を完了する予定であり、内部監査および四半期単位の会計士による会計監査を通じて適切に残高管理されていることを確認する。以上より、資金調達者における調達資金の管理は妥当と判断した。

4. レポーティング

(1)開示の概要

- 「透明性向上のための重要な推奨事項」を踏まえ、本フレームワークを大東建託のウェブサイトを開示する。
- 資金充当状況及びインパクトについて、いずれも事業単位で開示する。年1回、大東建託のウェブサイトにて以下の内容を開示する。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金充 当状 況	<p>以下の項目について、実務上可能な範囲内でレポーティングする予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適格事業の概要（対象事業の期間・耐用年数を含む） ・適格事業の事業総額とグリーンファイナンスによる充当割合 ・適格事業への充当額と未充当額 ・未充当額がある場合は、充当予定時期 ・新規ファイナンスとリファイナンスの割合 	調達資金が全額充当されるまで年次で開示	大東建託グループウェブサイト
環境改 善効 果	<p>以下の項目について、実務上可能な範囲でレポーティングをする予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間再生可能エネルギー発電量(MW/GWh) ・新規に追加された再生可能エネルギー発電容量(MW) ・年間温室効果ガス排出削減量(tCO₂e/年) 	グリーンファイナンスの残高がある限り年次で開示	

- 資金充当が完了した後に充当状況に大きな変化が生じた場合は、独立した第三者から発効後レビューを取得する。

(2)環境改善効果に係る指標、算定方法等

- グリーンファイナンスの残高がある限り年次でインパクト・レポーティングを実施し、屋根借り太陽光発電事業全体を通じた年間再生可能エネルギー発電量（MW/GWh）、新規に追加された再生可能エネルギー発電容量（MW）、年間温室効果ガス排出削減量(tCO₂e/年)を開示する。
- 再生可能エネルギーに関して ICMA（International Capital Market Association：国際資本市場協会）が推奨する定量的な指標を測定方法や前提条件とともに開示する。

「透明性向上のための重要な推奨事項」を踏まえ、本フレームワークを大東建託のウェブサイトで開催する。レポーティングは年1回、大東建託のウェブサイトで開催する。資金充当状況及びインパクトについて、いずれも事業単位で開示する。事業総額とグリーンファイナンスによる充当割合を開示する。グリーンファイナンスの残高がある限り年次でインパクト・レポーティングを実施し、屋根借り太陽光発電事業全体を通じた年間再生可能エネルギー発電量（MW/GWh）、新規に追加された再生可能エネルギー発電容量（MW）、年間温室効果ガス排出削減量(tCO₂e/年)を測定方法や前提条件とともに開示する。以上より、資金調達者におけるレポーティングは妥当と判断した。

以 上

【留意事項】

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&I は 2016 年に R&I グリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則/ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&I と資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。